会 議 記 録

A W III M	
会議名称	平成 30 年度第 1 回 杉並区災害時要配慮者対策連絡協議会
日 時	平成 31 年 3 月 22 日 (金) 午前 10 時 02 分~午前 11 時 08 分
場所	中棟5階 第3・第4委員会室
出席委員	小林義明、遠藤雅晴、井口順司、小林三郎、秋山成子、鹿野修二 秋澤博之、立入聖堂、大和田劭、大谷紀子、加藤孝子、 高橋博、清水豪、松見光、福川康、大久保憲和 大久保善幸(代理:ヤナギ)、羽住英一、菱山淳一、 金森孝雄(代理:ササキ)江原誠郎(以上敬称略)
欠 席 委 員	明石文子、濱野實、秋山とよ、山田滉、根本尚之、小林善和、藤田洋 二、田中直樹、弓谷妙子(以上敬称略)
区側出席者	危機管理室長、保健福祉部管理課長、危機管理室防災課長、区民生活 部地域課長、高齢者在宅支援課長、介護保険課長
会議次第	1 会長挨拶 2 新委員紹介 3 議題 (1)災害時要配慮者対策に関する平成30年度検討のまとめ ①災害時要配慮者支援のための行動指針の改定について(避難生活編) ②要配慮者の安否確認活動に係るボランティアの活用について ③災害時における福祉専門職との連携について (2)平成31年度検討の課題について 4 その他 (1)災害時要配慮者支援対策に係る区の取組状況について (2)地震被害シミュレーション結果報告等について
資料	○杉並区災害時要配慮者対策連絡協議会委員名簿 (平成31年3月1日現在) ○資料1 災害時要配慮者対策に関する平成30年度検討のまとめ(別紙1~5) ○資料2 平成31年度検討の課題 ○資料3 災害時要配慮者支援対策に係る区の取組状況(平成30年度) (参考1・2) ○地震被害シミュレーション結果報告概要版(避難者予測・ライフライン被害編) ○水害ハザードマップ(案)の縮小版見本 ○知っておきたい!「災害への備え」

保健福祉部管理課長

本日は、平成30年度第1回杉並区災害時要配慮者対策連絡協議会にお集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、開会に当たりまして、まず会長のほうからご挨拶のほうをお願いしたいと思います。

会長

皆さん、おはようございます。社会福祉協議会の小林(義)でございま す。よろしくお願いいたします。

この会議が始まりまして、もう何年かたつわけでございますが、なかなかこの備えというのが十分に行くには何年かかるのかなと大変深い課題だというふうに考えているところでございまして。

ちょうど東北の地震から8年たったということもございますし、この前のテレビを見ていても、そのころ被災した小学生が卒業するときの写真が出ていましたけれど、ああ、大変ご苦労なさったんだろうなというふうに感じたわけでございます。そのほかに北海道の地震だとか九州の水害だとか、まさに日本は災害大国というようなイメージも、だんだん、頭の中に出てくるような気がしております。

そのためには我々はどうしたらいいかというと、やはりふだんからの備えが一番大事だというふうに思ってございまして、特段この会議は災害時の要配慮者に対する対策ということでございますので、大変細かいところまで心を配りながらその対策をしていかなきゃならないところでございまして、この会議に寄せる災害弱者の方々の被災は大変大きいというふうに聞いているところでございます。

本日は、30年度の検討の結果と、31年度、またどのような検討をしていただくかということがメインでございますので、ひとつよろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

以上でございます。

保健福祉部管理課長

ありがとうございました。

申しおくれましたが、保健福祉部管理課長の井上と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして新委員紹介ということで、こちら、年に1回ということで、昨年の3月以降かわられたということで、お手元のほうに委員会の名簿がございます。こちらの名簿の上のほうから新委員の方を私のほうからご紹介させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず1人目ですけれども、防災市民組織会長の、大和田劭委員でございます。

委員

よろしくお願いします。

保健福祉部管理課長

続きまして、居宅介護支援事業者協議会の大谷紀子委員でございます。

委員

よろしくお願いいたします。

保健福祉部管理課長

続きまして、訪問看護ステーション連絡会の加藤孝子委員でございま

す。

委員

よろしくお願いします。

保健福祉部管理課長

続きまして、杉並消防署地域防災担当課長の大久保善幸委員でございます。

委員

大久保が急な災害対応のために代理出席となります。担当係長、ヤナギです。よろしくお願いします。

保健福祉部管理課長

続きまして、荻窪消防署警防課長、羽住英一委員でございます。

委員

昨年4月1日より、荻窪消防署警防課長になりました羽住です。どうかよろしくお願いいたします。

保健福祉部管理課長

続きまして、杉並警察署警備課長の菱山淳一委員でございます。

委員

杉並警察の菱山でございます。よろしくお願いします。

保健福祉部管理課長

続きまして、荻窪警察署警備課長、金森孝雄委員でございます。

委員

警備課長は本日所用のために出席ができませんでしたので、私が代理の 警備係長のササキでございます。よろしくお願いします。

保健福祉部管理課長

以上が委員の交代された方ということでございます。

裏面に事務局のほうがございますけども、こちらの1列目に座っている 事務局のほうだけご紹介させていただきますけども、まず変更ということ で、私、井上も昨年の4月からということになります。続きまして、防災 課長の佐藤でございます。

防災課長

佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

保健福祉部管理課長

高齢者在宅支援課長の江川でございます。

高齢者在宅支援課長

江川でございます。よろしくお願いします。

保健福祉部管理課長

それから、介護保険課長の秋吉でございます。

介護保険課長

秋吉です。どうぞよろしくお願いいたします。

保健福祉部管理課長

最後、事務局の管理課の地域福祉推進担当係長の開でございます。

事務局

開でございます。よろしくお願いします。

保健福祉部管理課長

委員の紹介につきましては、以上でございます。

ここからは、進行を会長のほうでお願いいたします。

会長

それでは、議事を進めさせていただきたいと思います。

右の上のところに資料1から資料3まで、資料1の中には、①から③まで それぞれ出ておりますのでごらんをいただきたいと存じます。

それでは、まず資料1について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは、私のほうから説明と確認をさせていただきたいと思います。 本日は年度末のお忙しい中お集まりいただき、まことにありがとうございます。先ほど紹介をいただきました開と申します、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、事務局から議題の説明をさせていただきます。説明を始める前に、本日の会に先立ち郵送しました資料の確認をさせていただきます。送付しました資料は、本日の次第、こちらについては席上配付で新しいものを置かせていただいております。そのほかに、右上に番号が印字されています資料1から3、あと別紙1から5、そして、参考の1と2になります。また、席上に配付しております資料として、「知っておきたい!災害の備え」という小さい冊子と、防災課のほうから「地震被害シミュレーション」、「水害ハザードマップ(案)」。それを説明する資料を席上配付しております。もし不足等がありましたら、おっしゃっていただければ、事務局のほうでお配りさせていただきたいと思います。

事務局

それでは、議題の説明をさせていただきます。次第に書いてあります議題(1)災害時要配慮者対策に関する平成30年度検討のまとめ。資料は資料1と別紙1から5を使って説明をさせていただきます。

まずは、資料1をごらんください。今年度一部会、二部会のほうでは、 災害要配慮者の状態に応じた、避難生活の支援や、在宅避難者への支援体 制について検討しました。その検討結果を、災害時要配慮者支援のための 行動指針、こちら黄色い冊子を既にお配りしているところなんですけれど も、この黄色い冊子に、避難生活編として、この資料別紙1の5から7について追加をする形で改訂したいと考えております。

それでは、別紙1、ホチキスどめが左上でされている4ページのものをごらんください。こちらを作成するに当たりましては、障害者団体連合会、高橋会長のほうからいただきました「共にいきる社会」、「大地震(災害)の時 助けてください!」であったり、防災課のほうで発行している、障害のある人たちのための防災支援ガイドブック。あと、内閣府のガイドライン等を参考に作成をさせていただきました。

では、別紙1の1ページ目、5、「要配慮者の受入れ」について説明させていただきます。こちらは、「5」となっているのは、黄色い冊子、行動指針が今4番までありますので、その4番以降に追加するという意味で5という形になっています。災害時の要配慮者の受入れに関して、要配慮者や一般区民、震災救援所、区の役割について順番に記載をしています。特に2番目、2ページ目のところについては、それぞれの障害の状況に応じて、支援の仕方が異なりますので、そちらについて具体的な例を交えて、わかりやすく掲載をしています。

3ページ目については、その障害の続きのところと、妊産婦や母子、乳幼児、あと、外国人への支援について記載をしておりますが、外国人については、各震災救援所に備蓄されているコミュニケーションツール、多言語表示シートというものなんですけれども、この画像もあわせて紹介をしています。

4ページ目のほうでは、6の避難生活支援というところなんですけれども、主に健康面に重点を置いて記載をしています。感染症の拡大を防ぐために、体調が悪いときにはすぐ申し出ることであったり、体調を維持するためには、ボランティアをすることも有効な手だてであるというところについて記載をしています。また、福祉救援所などへの搬送の考え方を再掲するほか、昨年度の連絡協議会の中でまとめました、医療依存度の高い要配慮者に対する支援についても、物品の保管状況を改めて記載するということを掲載しています。

続いて、7ページ目になります。こちらでは在宅で避難する場合の基本的な行動を記載してわかりやすくしています。現在のこの黄色い行動指針につきましては、26年度にに策定されまして、29年度に搬送編を追加して改訂しました。行動指針については、災害前の備えから災害が発生した場合について、区民や区、震災救援所などのそれぞれの立場の役割を記載しているものです。現在は、4で終わっているところから、今回の別紙1を追加して、5、6、7ということで行動指針の内容の充実を図って、改訂をしたいと思います。

追加に当たりましては、事務局から各部会にお示しした案に対して、いただいたご意見や事務局が受講している研修などの内容を参考に、若干の修正を加えております。

別紙1については、簡単にではありますが、説明は以上になります。

ただいま説明がありましたけど、今までの説明の中で何かご質疑等がご ざいましょうか。

(なし)

ないようでございますので、ただいまの説明については、決定というさせていただきたいと思います。

次に、続けて事務局からお願いします。

続いて、議題(1)②要配慮者の安否確認活動に係るボランティアの活用 について説明をいたします。資料につきましては、別紙2から4を使って説 明をさせていただきます。

部会の第一部会では、各部会共通の検討課題である、災害ボランティア センターや、外部人材派遣機関との連携体制について検討をいたしまし た。災害発生時における震災救援所の運営や安否確認活動に当たっては、 近隣住民の方や災害ボランティアの人材の確保が重要な課題となります。

また、貴重な人材をどのように、円滑にかつ有効的に活用することも非常に大切な課題となります。安否確認活動には、ふだん震災救援所運営連絡会にかかわらない方、かかわる方に限らず、ボランティアの方も含め、

会長

会長

事務局

多くの方々が携わる可能性があります。安否確認活動を行う際の注意事項を別紙2という形にまとめまして、活動にかかわる方に配付することで、安全の確保であったりトラブルを防ぐことに活用できると考えて編集をしました。記載している内容については、主には個人情報の管理の仕方であったり、自己の安全の確保、という点に注意をして記載をしています。

また、裏面には安否確認を行う際の手順について説明をして、簡単にわかるようにしております。こういった心得であったり、手順については、 実際のボランティアを受け付けるボランティアセンターなどでも活用しているものですので、そちらを参考に編集した部分があります。

続いて、別紙3、地域のたすけあいネットワーク(地域の手)登録者の 安否確認の手順について説明をさせていただきます。

杉並区独自の制度である「地域の手」の登録者の安否確認の仕方については、主には震災救援所の救護支援部というところで担当して、マニュアル化をしているところなんですけれども、そのマニュアルについては救護支援部全般のマニュアルになっておりますので、なかなかこう、ボリュームのあるものになっております。今回は安否確認の部分だけ少し簡略化したマニュアルを簡易版としてつくりまして、登録者の台帳と一緒に保管することで、安否確認がスムーズに、素早く行えるようになるのではないかと思って、資料をつくりました。

また、裏面には、実際に請け負っていただくというか行動していただく ボランティアに向けて、安否確認のこの説明であったり、伝えるべきこと を記載してわかりやすくしております。

次に、別紙4、ちょっと小さい不在連絡票というものについてです。この不在連絡票は、安否確認には行ったけれども、該当者が不在であったときに使うものです。安否確認に訪問した旨や、震災救援所について書くようにしてあります。こういった記録を残すことで、本人やご家族に震災救援所が安否確認を行っていることを伝えること、また記録を残すことで、安否確認を漏れなく行われることにつなげていくためにつくりました。

以上、議題(1)②については説明を終わります。別紙2から別紙4につきまして、何かご意見、ご指摘があれば、いただければと思います。

会長

ご質問等がございましょうか。

これはいつも、非常に関心のあるポイントなんですけれども、何かあればお願いをしたいと思いますが。

委員

随分きめ細かくなってきているなという感じはするんですよね。あとは、これが実際にどういうふうに実施されていくのかというのが問題かなというふうに思います。例えば、民生委員が最初にたすけあいネットワークに登録した人の自宅に行って、支援プランをつくって渡すわけですけれども、それが1回行ったっきりというのがかなり多いように私は聞いていますので、すごいきめ細かくなっているんですけれども、そこからこれが伝わっていくという、民生委員とかボランティアの人たちに。そこら辺がこれからの課題かなと思います。

事務局

ありがとうございます。確かにそのとおりでございまして、まず、浸透

させるためについては、なかなかこちらとしても工夫をしなければいけないなと感じているところです。我々保健福祉部管理課の職員のほうでも、震災救援所運営連絡会65カ所あるものについては、連絡会のほうに参加して、周知いただく機会をいただいているところなんですけども、やはりなかなかこう、浸透するのには時間も必要ですし、各地域性というところも考慮しながらやっていかなければいけないというところは認識しているところです。

それと、民生・児童委員の方にプランをつくっていただく、1回行ったっきりというところも現実としてはあるというのも、こちらとしては認識をしております。なかなか登録件数が入れかわりが結構激しいところもあり、新規で申し込んだ方を優先的にプランをつくっていこうというところは取り組んでいるところなんですけども、なるべく、1年に1回はプランの見直しをしましょうねというところで周知していて、あとは民生・児童委員の方とちょっと調整をしながら進めているというところになります。

委員

しょうがないかなと思うんですけど、私の担当している民生委員なんかはもう死んじゃって、数年たつんですけど。

民生委員の引き継ぎの問題もあると思うし、震災救援所の連絡会には多分、一生懸命、災害対策、防災課とか保健福祉部管理課が行っていると思うんですよ。そこの救援所からまた、救援所の役員には伝わっているけど、そこからまた、さらに下につなげていかないと、なかなか機能しないのかなと。それが、簡単ではないというのはわかっていますけれども、これだけきめ細かくなってきているので、できるだけ実現、実際に担当者の人に回っていくようにというふうに願っています。

会長

今の意見は十分、事務局のほうでそしゃくしていただくよう、よろしく お願いいたします。

委員

民生委員によって、個人の差があると思うんですよ。今、おっしゃったとおり、年に1回は、登録しているところに対して、コミュニケーションをとりなさいという指導のもとなんですが、それをやっている方とやっていない方がいると思います。私の場合、30人ぐらい登録しているんですけども、大体の方の顔はわかって、いつも会う方もいるし、行かないと会えない方ももちろんありますので、登録して、その後、1回も誰も来ていないという方もいるかもわかりません。それは確かにそうだと思います。これはやっぱり、日ごろの民生委員の活動の中でやっぱりやっていかなきゃいけないことだと思っていますので、ただ、400人の民生委員が杉並にいますけども、全員が徹底されているということではないと思います。

以上でございます。

事務局

ご意見ありがとうございました。事務局のほうでも、それについてはしっかり確認をして進めたいと思います。

それでは、議題(1)③災害時における福祉専門職との連携について説明 をいたします。資料は別紙5を使います。

災害発生時における福祉職のマンパワーの確保は、各部会共通の課題。

また、前年度からの課題と引き続きの課題となっています。この課題について解決をするためにはどのように取り組んだらいいかというところで、通所介護施設事業者連絡会の役員会のほうにお邪魔させていただいたのと、また2月には、杉並区ケアマネジャー協議会の相田会長のほうと意見交換をさせていただきました。

主に話した内容なんですけども、いざ地震が発生した際に、震災救援所などに福祉専門職などを派遣していただくことが可能かどうかというところを、単刀直入に、率直に伺いました。

その結果なんですが、どの施設の方からも、施設利用者への対応がある ため、協力は難しい。夜間の場合については、そもそも人が少ない中での 対応となってしまうので、対応はできないだろうという回答でした。

また、施設の職員構成についても、正規職員もいればパート職員もいる 状況の中で対応しなければいけないので、逆に施設としても人材不足になってしまう可能性が十分にある。マンパワーを提供する側じゃなくて、提供される側になる可能性があるということもお話をいただきました。

ケアマネジャー協議会の相田会長のほうからは、他の地域で実施された ケアマネジャー交流会の中で、参考意見として、要配慮者への安否確認が 行政や施設などから何度も行われて、該当者から苦情が出たと。その一方 で、誰からも連絡がなかった方がいたという実態があるということを教え ていただきました。いろんなところから安否確認の連絡があったり、訪問 があったりして、その要配慮者が対応に疲れてしまったという内容なんで すね。こういった内容は、我々も研修の中で聞いたことがありまして、実 際にそういうことがあるんだなということを再認識したところです。

また、相田会長のほうからは、そのほかにも、ケアマネジャーは主に自転車で行動をしているので、震災があったときに行動が早くとれる、と。その分、自分がかかわっている方の安否確認は早く行えるんだけれども、結局安否確認をしてそこで終わってしまい、次につなげられない。例えば食料は飲み物がないということが把握できても、じゃあどこに行ったらいいのかわからず、結局把握するだけでとまってしまったというご経験があるということを聞きました。

この2回の意見交換を通して非常に多かった意見なんですけども、施設の職員やケアマネジャーの方々は、実際に発災した際に杉並区がどういった流れ、対応をとるのかというのを知らないということです。震災救援所運営連絡会の中には、近隣の介護施設や障害者施設の職員を含めた委員構成になっているところもある一方、そうじゃない施設もたくさんあります。そのため、区の仕組みや発災のときの流れを知らないという可能性がとても大きいということを認識いたしました。

このことについては、実は、昨年の8月に開催された二部会の第1回目で、通所介護施設事業者連絡会の小林(善)会長のほうからご指摘をいただいたところだったんですけども、今回のこの2回の意見交換会でまさに改めて痛感したというところになります。

このようなことから、私たちとしましては、今後もさまざまな事業者との意見交換会を行うこと、そして、杉並区の基本的な発災時の流れ、例えば震災救援所がこういったところに設置されている、あと、安否確認を行う仕組みがあるということを周知するように、今後積極的に取り組んでい

きたいと思っています。

また、震災救援所の会長の立入委員のほうからもご意見をいただいたところなんですけども、震災救援所運営連絡会の委員の裾野を広げることの重要性についてご意見をいただいております。この活動に参加する方がふえることで、マンパワーの確保につながったり、活動の周知にもつながるものと考えておりますので、それについてもこちらとしては検討していきたいと思っております。

杉並区の基本的な流れや震災救援所で安否確認を行う仕組みがあることを周知することで、事業者の方から人材の確保が難しかったとしても、そういった施設からの避難者情報をもらうことで安否確認の件数が減って、それが間接的にマンパワーの確保につながるのではないかというふうに考えております。

それぞれが実施する安否確認の結果や避難者情報については、個人情報上の課題が多々あるところなんですけども、共有できる余地ややり方があるのではないかというふうに考えております。

これについては、震災救援所の会長の鹿野会長のほうからもご意見をいただいているところなんですが、あとはその仕組みをどうやってつくっていくかというところをこちらで考えなければいけないというふうに思っております。

以上、議題(1)③災害時における福祉専門職との連携について説明をいたしました。別紙5につきまして何かご意見があれば伺えればと思います。よろしくお願いします。

会長

以上が別紙5についての説明でございます。

要するに、いろんなところで仕組みをつくって、それを周知するということが大事だということで、やり残した課題が多いということもわかりました。

それで、ここの問題で区民の方々とか団体の方が頼りにしているのは、 やっぱり警察とか消防というのは非常に頼りにされているんですよね。そ ういった意味でふだんからこういった問題について、警察さんとか消防署 さんのほうではどんな活動をなさっていただいているのかなというのをち ょっとお聞かせ願えればと思うんですが、どうでしょう。

委員

まず、想定があって、訓練というような形を常時しているところであるんですけれども、まず想定している問題なんですけれども、数字的に言うと、一番最悪の想定は、夜中に、例えば高井戸警察署であれば署員というのは基本的に350ぐらいいるんですけれども、夜中であれば、実際に当番として泊まっているのは、地域課と、あと刑事さんとか、合わせても50名弱です。このときに大震災が起きたとしたら、この当番の人間がじゃあ何ができるかといったら、基本的に署員全員に連絡をして、こっちに来てもらうような連絡に、まず忙殺されることがあって、なおかつ管内の道路ですね、環七、環八。そこから中に車を流入させないような措置というのを、皆さんテレビとかで実際に9月1日とかでやっているような訓練をごらんになっているかと思います。ああいった措置をまず一時的にとるのと、管内の被害状況ですね。目前で見えている範囲のことをまず一報を、15分

ぐらいでまず把握して、20分以内に警察庁のほうに全部報告しなきゃいけないと。その後、徐々に、どれだけ甚大な被害なのかどうかというのを把握して回るというのと同時に、110番が恐らくそのとき異様に殺到するんですが、さっき申し上げたとおり、対応できる人数というのは限られていますので、ふだんであれば例えば5分ぐらいで対応できているところが、それこそ50分たっても来ないとかですね。

一番早く招集可能なのが寮員で、これも50人ぐらい、全員が全員外泊していなければ、50名ぐらいがすぐ対応できる人員として確保できると。署長に関して言えば管内に公舎がありますので、すぐ来て指揮がとれるという状況ですが、さっき言ったように人数が追いつかないので、署長も、対応しようにも、皆さん恐らく想像つくと思いますが、どこに優先的に向けるかというような判断になってくると思います。なので、阪神・淡路大震災を含め、いろんなところもそうだったんですけれども、お亡くなりになった方の情報に関してはもう、全て後回しになってしまいまして、今すぐ助けないと、命にかかわるところを最優先に、トリアージと同じで、後回しにするもの、最優先にしなきゃいけないものを都度都度判断してやっていくというのが現状になります。

なので、恐らく、我々のほうでよく、震災の関係で住民の方々にお願いしているのは、皆さん一緒だと思うんですけども、自助、共助。まずはご自分でいろいろと情報収集なり対応していただくと。それで近隣住民の方々と協力し合って助け合っていただくのを、まず最初にしていただきたいというのが強調したいところであります。

我々の訓練も、比較的ある程度人員が確保できた後に、エンジンカッターとかを持っていってやれるような人員とその余裕があれば、そのときに役に立つ訓練とかはしていますけれども、そのときになってエンジンカッターのエンジンがかけられないとか、やり方がわからないということがないように、持っている資機材をきちんといざというときに使える訓練とか、あるいはその前に、警察署の電源ですね、予備電源というか、ディーゼルエンジンで稼働できる大きな自家発があって、電源確保とかそういったのを毎年ちゃんと使えるかの確認の訓練とかはやっているところでありますが。

繰り返しになりますけれども、まず自分たちが機能できるかどうかというところ、人集めから始まって、それで徐々に徐々に対応していくという、非常にタイムギャップのあるところになろうかと思います。なので、そのとき、110番してすぐ来れるかといったら、まず来れない。平素の時点でも、駐車の苦情で電話をかけても警察官はすぐ来ないことがあろうかと思います。それというのはほかに何か別に対応しなきゃいけないことがあって、ちょっと人数が間に合わないというのがあって、日々その優先順位というのが、考えながらやっているところではあるんですけども、特にこの震災発生時にはそういった状況がかなりシビアになるだろうということで、そこのご理解だけは、ご理解だけはお願いしたいというところであります。

会長

ありがとうございました。 消防のほうは。

委員

日ごろより消防行政ご協力とご支援いただき、まことにありがとうございます。消防署のほうも、現実には3部制という形で、当番員が、私のほうで250名――300弱の職員。ですから、杉並区内で500ちょっとの人数で、今、区内消防行政を行っております。その中で、当務という形で当番でいるのが、そのうちの約3分の1の職員だと思ってください。

それ以外については、災害がありましたら、職員招集、やはり同じようにかけております。私が、今、他区からですので実際に2時間、参集までかかるかなと考えております。できるだけ早く参集して、現場に向かうように考えているんですけれども、実際、その間でいろいろな、例えば途中で災害にも遭ったら目をつぶれないところもあるかなというのが現状かなと思っているんですけれども、できるだけ杉並区のほうの災害対応をしたいと思っております。

現実的に対応できるのは、消防署に配置されている車両分です。過去に、東日本のときなんですが、私がいた前の所属だったんですけれども、発災時に同時に火災がかかってしまったんです。そうすると、消防部隊が一時的に15台とられてしまったという、実際に問題がございまして。ですから、実際の災害のときに、やはり警察さんと一緒なんですけれども、優先順位をどうしてもつけなくてはいけないんですね。で、我々も火災が入ってしまうと、やはりそちらに早期に対応して、被害をできるだけ少なくしなければいけないと。そうなると、救助部隊の人員がどうしても割かれてしまう。という現実的なことが起こっているのが現状です。

今それに対処するために、消防団員さん、各地域におられるかと思いますけれども、そちらのほうの訓練指導、あわせて協力ですね。さらに災害時の支援ボランティアという制度を設けまして、災害時に簡易的な救助とか人員の救護をできるような教育、さらには中学生ボランティア等々の加盟もご協力いただく形で、できる限りそういった支援、救助に携われる方、けがの応急的な処置ができる方の協力を得ている状況でございます。

我々も、災害がありましたら、まずは火を出さないということが最優先かなということで、災害要配慮者という形で、できるだけ日ごろから、まず火災を出さないようにということで、家庭訪問という形で、住宅の防火診断という形で、できるだけ回らさせていただいてはおるのですが、何せ広範囲に広がっているものですから、我々もちょっと時々になってしまうんですけれども、地震があったときに火災を起こさないようにということでお話にはできるだけ足を向けさせていただいて、顔の見えるような体制づくりをしている努力はしているんですが、なかなか、まだ現実追いついていないというところもご了解いただければと思います。我々も努力いたしますので、どうかまだ、これからもご協力いただければと思います。以上です。

会長

貴重なご意見ありがとうございました。

せっかくですから、皆さんの中で、ぜひここは警察さんに聞いておこうとか、何かございますか。

(なし)

会長

またありましたら、ぜひ、消防さんないし、警察さんのほうへ直接お願いをしたいと思ってございます。ありがとうございました。

それじゃあ、以上で別紙5までの説明を終わりまして、資料2ですか。よろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

それでは、議題(2) 平成31年度検討の課題について説明をいたします。 使う資料は、資料2、A4横のものになります。

本協議会では、これまで委員の皆様の多大なご協力をいただきまして、さまざまな事項を検討してきました。その結果、災害時要配慮者支援のための行動指針、先ほどから出ている黄色い指針を初め、震災救援所の救護支援部のマニュアルの充実であったり、福祉救援所マニュアルといった形、さまざまな形として震災救援所や福祉救援所へ整備や情報提供へとつながっています。

これまでさまざまな形の整備を行ってきましたが、次年度については、 少しちょっと角度を変えて、今ある仕組みを浸透させるためにできること は何か、そういった点の検討をしていきたいと思っております。

議題(1)③でお話をさせていただいたとおり、災害時要配慮者対策を進める上で、区や震災救援所、福祉専門職の方々との連携は、以前から重要な課題となっているんですね。今後、事務局のほうでも区の体制や制度の周知には取り組んでいきますが、では、どういった連携方法が考えられるのか、連携していくためには何が必要か、そういった点について検討をいただければと思い、検討の課題とさせていただきました。

また、事務局職員が受講している研修の中には、乳幼児や妊産婦の避難所の先進的な取組を行っている地区があります。例えば大田区なんですけれども、大田文化の森という施設を平成29年度に妊産婦避難所として整備をして、3階と4階を実際の避難スペースとして設定しています。この研修で行われた訓練では、避難所のほうに、日本赤十字病院の職員であったり、東京助産師会の方、区の職員が運営に携わっていました。こういった先進的な取組をちょっと紹介しながら、杉並区でどういった取組が適しているのか、どういった取組ができるのかというところを検討していきたくて、検討の課題とさせていただいております。

以上、簡単ではありますが、議題(2) 平成31年度検討の課題について説明をいたしました。検討課題について、これ以外にも何かご意見があればいただければと思います。

以上です。

会長

以上が資料2の説明でありますが、来年度も引き続きこういったことを 検討してまいりたいということでございます。

何かございましょうか。

(なし)

会長

はい。ないようでございますので、事務局のほうで何かあればお願いい

たします。

事務局

皆様、ありがとうございました。

それでは、議題については今のところで一通り終わっておりますので、 4番のその他のところに移りたいと思います。

その他の(1)災害時要配慮者支援対策に係る区の取組状況について説明 をいたします。資料は、資料3を使って順番に説明させていただきます。

まず、1、たすけあいネットワーク制度の状況というところで、平成31年3月5日現在の状況を説明させていただきます。

避難行動要支援者につきましては、この日現在で2万9,891名ということになっております。そのうち、地域のたすけあいネットワークに登録している方は1万353名。そのうち、個別避難支援プランをつくっている方は7,627名ということになっております。この3月に1万人を超えたという状況になっておりますので、まだまだ少しこちらとしても取組が必要だなというところでございます。

次の2番、たすけあいネットワーク未登録者に対する登録勧奨の実施というところです。

今回も1月に約1万8,000名に対して勧奨の通知を送付しました。その結果、約1,100件の返信がありまして、それを順次名簿に登録していくというところになっております。

3番、個人情報保護研修の実施というところです。こちらは震災救援所で、たすけあいに登録してある方の台帳を見ることができるための個人情報の保護研修というところになります。

今年度は5回実施をしまして、71名の受講となっております。今年度は 震災救援所単位で実施を希望された方が結構多かったかなという感触でご ざいます。

続いて4番、震災救援所等における要配慮者対応訓練の実施というところで説明をいたします。

平成30年5月28日には救護・支援部長会というものを開催しまして、要配慮者支援の取組であったり、救護支援部のマニュアルについて説明を行いました。これについては次年度も行っていきたいと考えております。

また、(2)の各震災救援所における要配慮者訓練の実施というところなんですけれども、要配慮者に対する安否確認とか搬送の訓練を行っていただいているところが、震災救援所として複数ございます。

また、安否確認をした結果を、校務パソコン、学校にあるパソコンに入力をして、そちらを、全震災救援所であったり、災害対策本部で共有するような形になっているんですけれども、そのシステムについてもダミーの安否確認結果を入力するなど、職員への訓練を実施しております。

(3) 福祉救援所における訓練の実施というところで、今年度はHUG訓練を何園かで実施をしました。HUG訓練の中には、今年度試験的にというかこちらのほうでつくったのは、福祉救援所に特化したFUG訓練をこちらでつくって、すだちの里すぎなみのほうで実施をしていただきました。ご協力をいただいて、感謝しております。

その他の施設では、炊き出し訓練を行ったり、福祉救援所に備蓄している資機材の訓練ですね、トイレを実際組み立ててみたり、投光器を立ち上

げてみたり、発電機を使ってつくってみたりということを行っております。

5番、福祉救援所連絡会の実施ということで、1回目を5月、2回目を10月に実施しております。これも次年度に向けて、また開催をしていきたいと思っております。

裏面のほうに移ります。

- 6、福祉救援所への特設公衆電話設置というところで、26施設中、今、 18施設のほうに設置が完了しております。希望するところもあれば、希望 しないところもありますので、その辺の希望を調査しながら設置を進めて いきたいと思います。
- 7、福祉救援所の新規指定というところで、こちら、参考資料1と2になるんですけれども、今年度は永福南社会福祉ガーデン、あと特別養護老人ホームのかえで園のほうの2カ所を指定しました。これによって、今現在、福祉救援所は区内で26カ所になっております。次年度もまた計画的に設置数をふやしていきたいと考えております。地図もあわせて見ていただければと思います。
- 8、「知っておきたい!災害への備え」というものを改訂しました。これ、机上配付しているんですけども、これはちょっと小さい冊子なんですが、主に妊娠中の方、乳幼児のいる方向けの冊子になります。区の子育てに携わっている部署と情報をうまくとりながら改めて改訂をしたというところになります。平成31年4月から、母子手帳の交付時にあわせて配付をするというところで、配付をしていきたいと思っております。

9番、啓発・広報活動の一部の紹介なんですけれども、なかなか、たすけあいネットワークの登録者をふやしていく活動はやはり地道なところがございまして、ゆうゆう館のお祭りのときに時間をいただいて制度の説明をしたり、高齢者団体から依頼があって説明をしたり、そういったところで営業活動というかそういったところを地道に取り組んでおります。

あと、今年度、茨城県庁のほうから杉並区の取組について説明をしてほ しいというものがありまして、講師として行ってきました。広めるという 意味でもよかったなと思う反面、我々もやはり改めて制度のことをしっか り理解が進んだのかなと思っております。

あとは、書いてあるとおり「自治体法務研究」のほうで杉並区の取組が紹介されたり、先ほど紹介しました福祉避難所運営ゲームをつくってみたり取組をしているところです。

あと、10番、その他ということで、杉並区の職員でもやはり知識を広める必要がありますので、こういった研修に積極的に参加をして、我々も皆様に提供できるような知識を蓄えていっているところです。こちらについても引き続きいろんな研修に顔を出して、皆様に還元できるように取り組んでいきたいと思っております。

資料3の説明については以上です。何かあればよろしくお願いします。

委員

今の説明、ありがとうございました。資料3の中の8番の「知っておきたい!災害への備え」の改訂版、きょう机上に配付していただいているんですけれども、ざっと見たところ、大変いい冊子ですよね。非常に細かくて、要点がきちっとまとまっていると。

ことしの4月から母子手帳交付時に配付予定というふうにあるんですが、先ほどの話との関連もあるんですけども、ここ三、四年、保育園が、もう、物すごい勢いで区内にふえていますよね。いろいろな保育の運営姿態が杉並区に入ってきまして、株式会社もあれば、社会福祉法人もあれば、いろいろな関係者が杉並区内でお子さんの保育に当たっているわけですね。多分震災救援所の話は新しい保育園の関係者は知らないと思います。だから、親御さんにもこの、保育園に入っている親御さんにも、改めて4月以降、4月とは言いませんけれども、この冊子を配付する。あるいは保育園で勤務している職員に対しても、まあ、それは回覧でもいいですけれども、何部か保育園宛に配付する。そういうふうにして、乳幼児あるいは妊産婦の安全確保ということについて、しっかりやっていただきたいなと。これ、要望です。

いろいろお金もかかる話ですから、これ、大変立派な冊子なので、これを何千部も増刷するというのはなかなか容易ではありませんけれども、でもやっぱり、それはやらないと、本当に災害への備えというのを、小さいお子さんをお持ちの保護者の方に徹底して伝えていかないといけないと思うので、ご検討ください。

事務局

ありがとうございます。確かにここ数年で、保育施設はすごい数、ふえております。新規の園につきましては、杉並区の取組であったり、そういったところの認識がもしかしたら薄いかもしれませんので、配付する方向で考えたいと思います。ありがとうございます。

保健福祉部管理課長

1点だけ補足なんですけども、これ、31年4月から配付となっているんですけど、これは改訂版が配付ということで、これの改訂版以前のものに関しては、ずっとこの間も母子手帳交付時には一緒に配付させていただいたということでございます。

ということで、そういう面でいくと、今小さいお子さんをお持ちの方については既にお持ちなんですけども、今回少し改訂箇所について、変更点だけ、開係長から。

事務局

はい。それでは、変更点について、簡単にではありますが説明をさせていただきたいと思います。

全体的にちょっとわかりやすくしたというところはもちろんあるんですけれども、5ページに準備しておくものということで、今までも記載はあったんですが、ちょっとチェックをできるような形に表示の仕方を変えました。

あとは、それ以降のページですと、7ページのほうでは、乳幼児の心身への影響とケアというところを、子育て支援課のほうの保健師のほうとちょっと相談をしながら、改めてわかりやすくした表記にしております。からだのケアとこころのケアというところで、なかなか乳幼児については判断が難しいところもあると思いますので、代表的なものを記載しております。

あとは、10ページ、9ページ、12ページあたりで、情報のとり方という ところを、表記を少し改めて、わかりやすくしているところです。 あと、大きく変わったのは、最後のページ、14ページ、15ページなんですが、小さくてちょっと見にくいんですけども、杉並区の防災マップを載せました。ちょっと小さくて見えにくいところではあるんですけども、自分の震災救援所がどこになるのかというところを改めてつかんでいただくという意味での掲載になっております。

すみません。ちょっと簡単なんですけども、説明は以上です。

はい。以上でございますが、ほかに何かありましたら。

いいですか。ちょっと配ってもらえますか。

(委員持参資料追加配付)

今配っていただいているのは連合会だよりで、何で配っているかというと、裏側の「プルトップが車椅子になりました」というところで、障害者団体連合会ではないんですけれども、ジュースとかコーヒーの缶にプルトップがありますよね。あれを、そこにも書いてあるとおり、800キロ集めると車椅子に交換するという事業をやっている環境団体みたいなのがあって、ちょっと自分自身でも、自分で何かできることって、一生の計画として考えたんですけど、意外と区民の方に広がっていって、いろんな区民の方に協力してもらって、この10年間で3台。結構800キロって、ドラム缶8本でしょうか、9本ですか、大変なんですよ。でも、区民の人たちがそういう運動に協力しようという形をつくってくれて、障害者団体よりも、どちらかというといろんな一般区民の人たちが協力してくれて、この3台の車椅子になったと。

残念ながら、もう、これ以上はちょっとしんどいので、実務作業というか、これで、3台目で打ち切りにするんですけれども、こういうふうに区民の人たちが、やはり、人のために何かをしようという運動には共鳴してくれるということを、やっぱり改めて感じたんですよ。杉並区の中でも、まあ東京、全国でもそうですけど、そういう、人の心に優しく呼びかけるような、運動というかあるいは働きかけ、あるいは取組を、行政あるいは障害者団体、町会、商店会とかそういうところが一緒になって取り組んでいくと、かなりやっぱり大きな力になるんじゃないかと。

この災害対策も、やはり障害者団体が助けてくださいとは言ってますけれども、それだけじゃできないし、町会や商店会の人たちもやろうと思っても、じゃあ具体的に一つ、自分にできることは何なのかというのをやっぱり伝えていかないと、あるいは逆に伝えていけば、町会の人たちも商店会の人たちももっと協力してくれるようになって、杉並全体あるいは日本全体がよくなっていくんじゃないかなというふうに思います。

一つの例として、この車椅子に、1個の缶についているのは、あれは4枚か5枚でやっと1グラムなんですよ。ですから、あれを400万個集めないと、車椅子にならないんですよ。もう、膨大な量なんですけれども。でも、そういう運動を地道にやっていけば、また手伝ってくれる人がいる。災害対策も、一遍に何かをできるということよりも、やっぱりみんなでできることを考えてやっていくというのが一番大切なのかなと。

委員

会長

委員

この杉並は、ほかの区に比べて早く、多分全国でも災害時要配慮者の名簿をつくった区なんですよね。その後、5年か10年たって、やっと、国で、災害時には要配慮者の名簿をつくらなければいけないというふうになっていますけど、それよりも5年以上前に多分やっているんで、その杉並区のすばらしさを、やっぱりみんなで続けていければいいなというふうに思いまして、ちょっと意見を述べさせていただきました。

会長

はい。ありがとうございました。これからもただいまの話を受けて、事務局一同頑張ってまいりたいというふうに思ってございます。

ほかになければ、本日の会議はよろしゅうございますか。

(なし)

会長

じゃあ、事務局から。

事務局

ありがとうございます。

今、4番のその他(1)のほうが終わったんですけども、(2)を新しい次第のほうには掲載をしておりまして、地震被害シミュレーションの結果報告等についてということで、防災課のほうから説明をさせていただきます。

資料は、本日席上配付させていただきました「地震被害シミュレーション」という冊子と、あと「水害ハザードマップについて」というA4の紙と、A3の紙の「水害ハザードマップ」というものになります。こちら防災課のほうで説明をいただきますので、かわらさせていただきます。

防災課長

防災課長の佐藤でございます。私のほうから2点説明をさせていただき たいと思います。

最初に地震被害シミュレーションのほうでございます。お手元の資料ごらんいただければと思います。まず地震被害シミュレーションは平成28年度に首都直下地震が発生した場合に、地域の被害はどうなるのかというようなところを、主に、最初は建物被害を知っていただくということで、区独自の50メートルメッシュの地震被害シミュレーションを行いまして、29年度に建物被害のほうの公表をしたところでございます。29年度に、そのシミュレーションの結果をもとに、新たに避難者の予測とかライフライン被害などのシミュレーションを実施しまして、今回お配りしたものを平成30年10月に公表いたしました。

区では、このシミュレーションによりまして、被害を見える化しまして、区民の皆様に震災を自分ごととして考えていただき、防災意識を高めていただくとともに、区としても、この結果を受けてどのようなことが必要なのかというようなさまざまな取組を検討してきたところでございます。

今回、要配慮者の方に関しては、区の検討の結果、31年4月にこのシミュレーションの結果を活用しまして、感震ブレーカーを65歳のみの世帯の方、障害者手帳お持ちの方とか、難病患者福祉手当を受けている方とか、そういう方々がいらっしゃる世帯について、全区的に無料の設置をするということ、また、これまで進めてきた事業でございますけども、設置料の

2,000円のみをお支払いいただいて設置できるような設置支援対象の地域を拡大するということを4月から行っていく予定でございます。

また、区のほうであっせん物資の見直しも、この結果を受けて、来年度 からやっていく予定でございます。

この内容についてなんですけれども、開いていただきますと、見開きが 各区内の避難者の予測図。この中には要配慮者の予測というところも入れ させていただいております。

さらにこちらを開いていただきますと、ライフラインの被害の予測をお 示しするような形でございます。

また、この裏面のほうには、家具固定率向上による減災の効果、また、 大震災に備えて今できるようなことというようなことで区民の皆様にお示 しさせていただくというような形でつくらせていただきました。また、間 に白い紙が挟まっておりますけども、こちらは、自助・共助を支える公助 の取組とか、ライフライン事業者の方々の災害への取組が見えにくいとい うようなご意見を10月に公表した後いただきまして、こちらのほうでさら にわかりやすく公助の取組を補わせていただくということで、これを12月 に新たにつくりまして、これを挟み込むような形でお配りしているという ような状況でございます。

本日お配りしましたのは概要版でございますけども、また別に、詳しい、こういう冊子版というのもつくっております。こちらについては、区のホームページとか、また、防災課とか窓口のほうに置かせていただきまして、区民事務所、また区民センターの窓口で閲覧できるような形で置いているところでございます。区としても、こういう取組を通して、災害に強い安心・安全のまちづくりについて取り組んでいきたいと考えております。

シミュレーションについては以上でございます。

引き続いて水害ハザードマップについてご説明をさせていただきたいと 思います。

こちらについては、水防法が改正になったということで、想定の規模の最大雨量による、洪水浸水想定区域の指定とか、区域図を公表するということが東京都のほうで義務づけられまして、都のほうでこの想定最大降雨による、洪水浸水想定区域というのを改定して公表したところでございます。この想定の最大規模の豪雨が、これまで114ミリだったところが153ミリに変更になりまして、これを受けて区のほうでも現行のハザードマップをことしの4月に改定するということになりまして、今お示しさせていただいているものを、実際はこれよりもっと大きなものでございまして、今回、縮小版でございますが、お配りさせていただいているとこでございます。

改定のポイントについては書かせていただいているとおりですけども、このマップが描いてあるところの左上のところに「私の行動計画」という欄を設けまして、ご家族のほうで事前にこのマップを使って事前学習とか話すきっかけにしていただくというようなこと。また、避難行動に至るまで流れということで、地図の裏のほうですけれども、日ごろからどういうようなことの備えが必要なのかとか、また、時系列でどの時期にどういうようなことをやればいいのか、そういうような目安を入れさせていただい

たこと。また、イラストとか絵文字などを使ってわかりやすくさせていただいたことなどがポイントでございます。

あと、周知ですけども、こちらも書かせていただいたとおり、今後4月 1日、区のホームページ等で掲載するとともに、印刷物については、区役 所の防災課、また土木計画課の窓口とか区民事務所のほうでも置きまし て、配付するというような形でやっていく予定です。

また、6月には、この区域にいらっしゃる方々、世帯の方全部に、大体 10万戸ぐらいだと思うんですけども、こちらのマップを配付する予定でご ざいます。周知については、ほかは記載のとおりでございます。

私からは以上です。

事務局

ありがとうございました。

これ、実際はA0判でしたっけ。実際のマップの大きさ。きょうは縮小版をお配りしているというところですね。ありがとうございました。

事務局側のほうからの説明は、以上で終了になります。

会長、よろしくお願いします。

会長

以上で全部の説明が終わりました。何かございますか。

(なし)

会長

ないようでございますので、きょうの協議会はこれにて終了させていただきます。どうもお疲れさまでございました。ありがとうございました。

事務局

皆様、ありがとうございました。